

1 計画の策定にあたって

平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」という基本理念が示されました。さらに、平成 14 年 8 月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、施策の基本的方向と具体的な方策が示されました。

岡山県では、平成 20 年 3 月に策定された「第 2 次岡山県子ども読書活動推進計画」の成果と課題を踏まえ、平成 25 年 3 月に「第 3 次岡山県子ども読書活動推進計画」が新たに策定されました。

総社市では、平成 17 年 3 月に「総社市子ども読書活動推進計画」、平成 22 年 3 月に「第 2 次総社市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもたちの読書活動を推進するための諸施策に積極的に取り組んできました。

子どもたちの活字離れ、読書離れが進んでいる中、今後もさらに子どもの読書活動を推進していくことが必要であることから、第 2 次計画での取組の成果や課題を整理し、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間の方針を示す「第 3 次総社市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

2 子どもの読書活動推進の意義

子どもにとっての読書活動は、言葉を学び、感性を磨くために欠くことができないものです。また、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で非常に重要です。

すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書を行うことができるよう、また、適切な時期に適切な本の楽しみに出あえるよう読書活動を推進することは大変意義があると考えます。

3 計画推進の基本的な考え方

子どもの読書活動の推進では、乳児から大人になるまでの間に継続して行う取組が大切です。第3次計画では、子どもと読書をつなぐための地道な取組を積み重ね、子どもが読書の大切さを認識し、発達段階に応じて読書活動を行うことができるように、家庭・学校・地域等が一体となって進めます。

- (1) 学校・園における読書活動の推進
- (2) 家庭・地域における読書活動の推進
- (3) 市図書館における読書活動の推進

施策の推進にあたっては、「計画・実施・評価・改善」のサイクルをもって、円滑な推進を目指します。



※ 子ども

0歳から中学生までを対象としています。

※ 学校・園

保育所(園)、幼稚園、小学校、中学校をさします。